

2. 大規模地震など 最近の災害対応の動きについて

1. 津波対策

2. 地震対策

-密集市街地の早期改善

-宅地防災対策 など

3. 水害対策

4. その他の対策

-避難場所等のピクトグラムの標準化

-情報取得困難者(外国人)対策

1. 津波対策（1）南海トラフ地震対策特別措置法の概要 国土交通省

南海トラフ地震防災対策推進地域の指定

南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を、科学的に想定し得る最大規模の地震を想定し、内閣総理大臣が指定

基本計画の作成

中央防災会議が作成

国の南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する基本的方針及び基本的な施策、施策の具体的な目標及びその達成期間、南海トラフ地震が発生した場合の災害応急対策の実施に関する基本的方針等を定める

推進計画の作成

指定行政機関の長及び指定公共機関は、防災業務計画において、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、国、地方公共団体その他の関係者の連携協力の確保に関する事項等を定める（推進計画）とともに、津波避難対策施設整備の目標及び達成期間を定める
地方防災会議等（都府県及び市町村）は地域防災計画において、上記の事項を定めるよう努め、市町村防災会議はこれらの事項に加え、津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項を定めることができる

対策計画の作成

推進地域内の医療機関、百貨店等不特定多数の者が出入りする施設の管理者等は、推進地域の指定から六月以内に、津波からの円滑な避難の確保に関する計画を作成し、都府県知事に届け出る

南海トラフ地震防災対策推進協議会

南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定

推進地域のうち、南海トラフ地震に伴い発生する津波に対し、津波避難対策を特別に強化すべき地域を南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域（特別強化地域）として、内閣総理大臣が指定

津波避難対策緊急事業計画の作成

市町村長は、都府県知事の意見を聴き、内閣総理大臣の同意を得て、以下の施設の整備（津波避難対策緊急事業）に関する計画を作成するとともに、当該津波避難対策緊急事業の目標及び達成期間を定める

- 津波からの避難の用に供する避難施設その他の避難場所
- 避難場所までの避難の用に供する避難路その他の避難経路
- 集団移転促進事業及び集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる施設であって、高齢者、障害者、乳幼児、児童、生徒等の要配慮者が利用する政令で定める施設

津波避難対策緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等

- 津波避難対策緊急事業に要する経費に対する国の負担又は補助の割合の特例
- 集団移転促進事業関連の施設移転に対する財政上の配慮等

津波避難対策緊急事業計画に基づく集団移転促進事業に係る特例措置

- 農地法の特例（農地転用の許可要件の緩和）
- 集団移転促進法の特例（住宅団地の用地の取得等に要する経費の補助）
- 国土利用計画法等による協議等についての配慮
- 地方財政法の特例（施設の除却に地方債を充当）

1.(2) 南海トラフ地震対策特別措置法に基づく区域指定 国土交通省

指定基準案の概要

- 震度6弱以上の地域
- 津波高3m以上で海岸堤防が低い地域
- 防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮

南海トラフ地震防災対策推進地域の指定

指定基準案の概要

- 津波により30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域
 - 特別強化地域の候補市町村に挟まれた沿岸市町村
 - 同一府県内の津波避難対策の一体性の確保
- ※浸水深、浸水面積等の地域の実情を踏まえ、津波避難の困難性を考慮

推進地域の指定地域

特別強化地域の指定地域

南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定

1.(3) 津波避難対策特別強化地域 指定市町村一覧

都府県名	市町村名
千葉県	館山市、南房総市、安房郡鋸南町
東京都	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村
神奈川県	横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、三浦郡葉山町、中郡大磯町、同郡二宮町、足柄下郡真鶴町、同郡湯河原町
静岡県	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、伊東市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、袋井市、下田市、湖西市、伊豆市、御前崎市、牧之原市、賀茂郡東伊豆町、同郡河津町、同郡南伊豆町、同郡松崎町、同郡西伊豆町、榛原郡吉田町
愛知県	豊橋市、田原市、知多郡南知多町
三重県	津市、四日市市、伊勢市、松阪市、鈴鹿市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、三重郡川越町、多気郡明和町、度会郡大紀町、同郡南伊勢町、北牟婁郡紀北町、南牟婁郡御浜町、同郡紀宝町
兵庫県	洲本市、南あわじ市
和歌山県	和歌山市、海南市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、有田郡湯浅町、同郡広川町、日高郡美浜町、同郡日高町、同郡由良町、同郡印南町、同郡みなべ町、西牟婁郡白浜町、同郡すさみ町、東牟婁郡那智勝浦町、同郡太地町、同郡古座川町、同郡串本町
徳島県	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、海部郡牟岐町、同郡美波町、同郡海陽町、板野郡松茂町
愛媛県	宇和島市、八幡浜市、西予市、西宇和郡伊方町、南宇和郡愛南町
高知県	高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、安芸郡東洋町、同郡奈半利町、同郡田野町、同郡安田町、同郡芸西村、高岡郡中土佐町、同郡四万十町、幡多郡大月町、同郡黒潮町
大分県	大分市、佐伯市、臼杵市、津久見市
宮崎県	宮崎市、延岡市、日南市、日向市、串間市、児湯郡高鍋町、同郡新富町、同郡川南町、同郡都農町、東臼杵郡門川町
鹿児島県	西之表市、志布志市、曾於郡大崎町、肝属郡東串良町、同郡南大隅町、同郡肝付町、熊毛郡中種子町、同郡南種子町

1.(4) 防災まちづくりにおける今後の重点課題

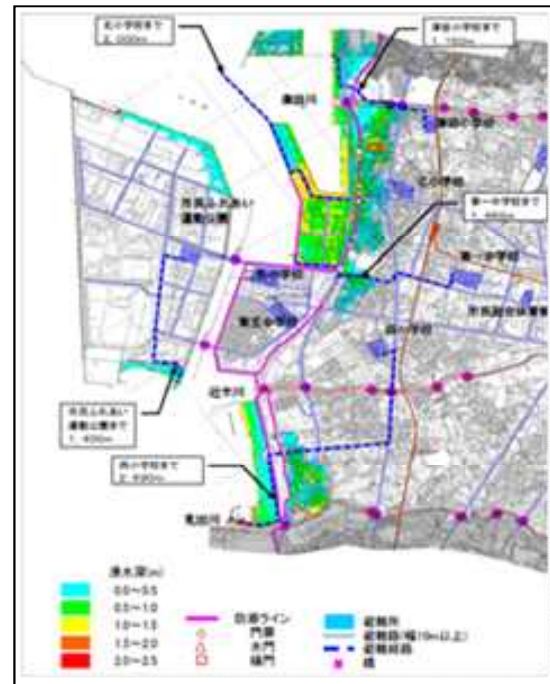
① 津波避難対策

- 都市公園事業、街路事業、都市防災総合推進事業等により、避難地、避難路、津波避難タワー等の整備を推進。
- 地方公共団体による津波避難ビル等の指定。
(平成23年10月31日現在 30道府県で3,986棟を指定)
- ハザードマップ等による地域住民への危険性の周知。

高台に避難するための
避難路・避難階段の整備
(新潟県糸魚川市)

津波避難タワーの整備
(高知県四万十市)

津波防災マップの作成
(大阪府貝塚市)



1.(4) 防災まちづくりにおける今後の重点課題

② 津波防災拠点の整備

事業概要

南海トラフ巨大地震の津波により甚大な被害が想定される地域において、都市計画法に基づく一団地の津波防災拠点市街地形成施設の枠組みを活用し、災害時の都市の公共公益機能の維持に向けた拠点市街地の整備を支援する(防災・安全交付金)。

交付対象

- ① 計画策定支援に要する費用: 計画策定費、コーディネート費
- ② 公共施設等整備: 地区公共施設整備、津波防災拠点施設整備
- ③ 用地取得造成: 津波防災拠点のために必要な公共施設、公益的施設(教育施設、医療施設等)の用地取得造成

施行地区要件

次の要件を全て満たす一団地の津波防災拠点市街地形成施設

- ・南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定地域内であること。
- ・津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波災害特別警戒区域の指定地域を有する市町村の区域内であること。
- ・津波防災地域づくりに関する法律に基づく推進計画に定められていること。

(推進計画に都市のコンパクト化の方針が記載されており、拠点整備の計画が都市のコンパクト化の方針と齟齬がないもの。)

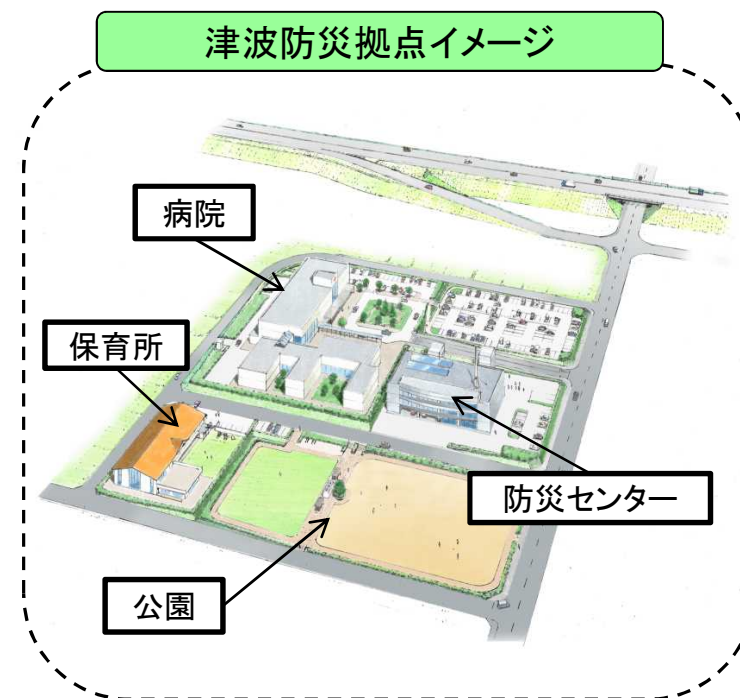
※原則として1市町村あたり2地区まで、国費支援の面積上限は1地区あたり5ヘクタールまでとする。

交付金事業者

地方公共団体

基礎額

1/2



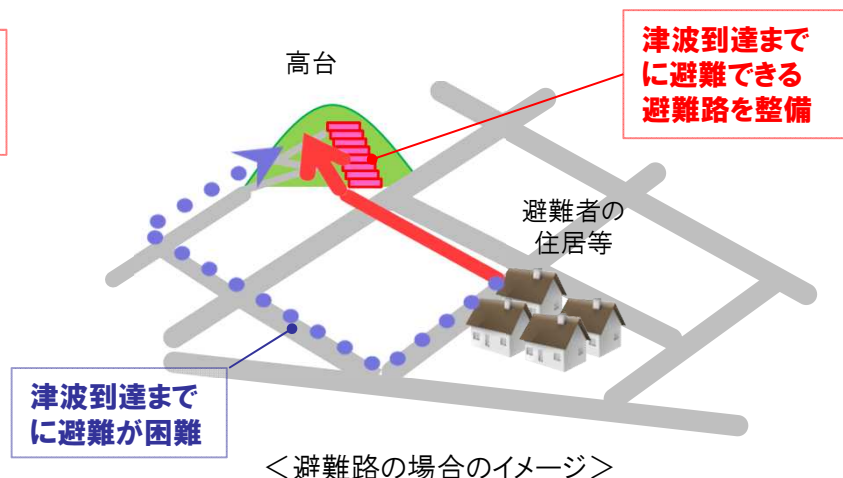
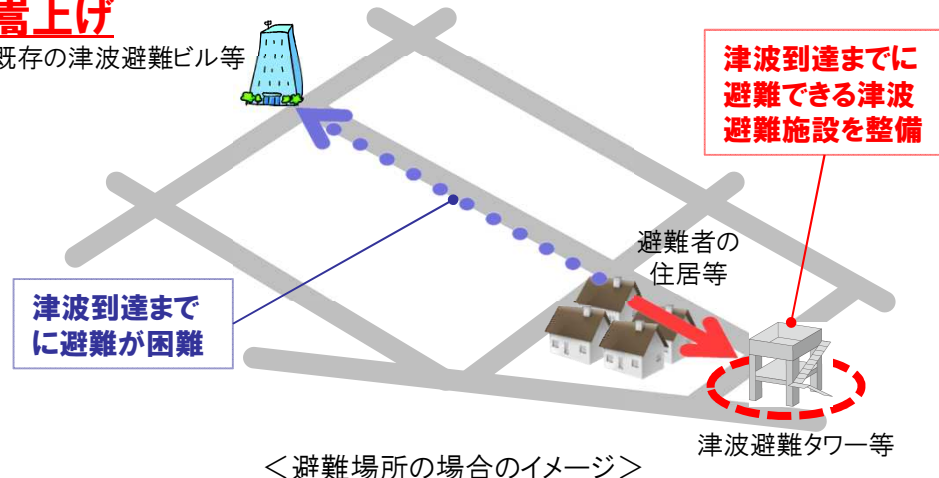
1.(4) 防災まちづくりにおける今後の重点課題

③都市防災総合推進事業(南海トラフ地震対策特別措置法の特例)

・南海トラフ地震による津波発生に備え、津波からの迅速かつ円滑な避難のために必要な避難場所、避難路の整備について、防災・安全交付金(都市防災総合推進事業)の**交付率を現行の1/2から2/3に嵩上げ**

嵩上げ

既存の津波避難ビル等



《対象要件》

津波避難対策特別強化地域(南海トラフ特措法第10条)において、津波避難対策緊急事業計画(南海トラフ特措法第12条)に基づき実施される事業で、以下の全ての要件(国土交通省告示第412号)を満たすものが対象となる。

- 一 市町村が作成する津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第10条第1項に規定する推進計画その他の津波からの居住者等(居住者、滞在者その他の者をいう。以下同じ。)の迅速かつ円滑な避難の確保のための施策を総合的に推進するための計画(第四号において「津波避難計画」という。)に当該事業に関する事項が記載されていること。
- 二 居住者等の南海トラフ地震に伴い発生する津波からの迅速かつ円滑な避難の確保を主たる目的とするものであること。
- 三 津波からの迅速かつ円滑な避難の用に供する避難場所(一時的な避難の用に供するものに限る。)又は当該避難場所までの避難の用に供する避難経路を整備するものであること。
- 四 前号に規定する避難場所又は避難経路の整備が十分に行われていないため居住者等の南海トラフ地震に伴い発生する津波からの迅速かつ円滑な避難を確保することができないと認められる地区であって市町村が作成する津波避難計画において防災訓練、地震防災上必要な教育及び広報その他の津波からの居住者等の迅速かつ円滑な避難に資する施策を講ずることが定められている地区の居住者等の津波からの避難の用に供するものであること。

南海トラフ地震による津波から人命を守るために不可欠な避難路・避難場所の迅速な整備が図られる

1. (4) 防災まちづくりにおける今後の重点課題

④ 防災集団移転促進事業(南海トラフ地震対策特別措置法の特例)

【目的】

災害が発生した地域又は災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進するため、当該地方公共団体に対し事業費の一部補助を行い、防災のための集団移転の促進を図る。

【事業計画の策定等】

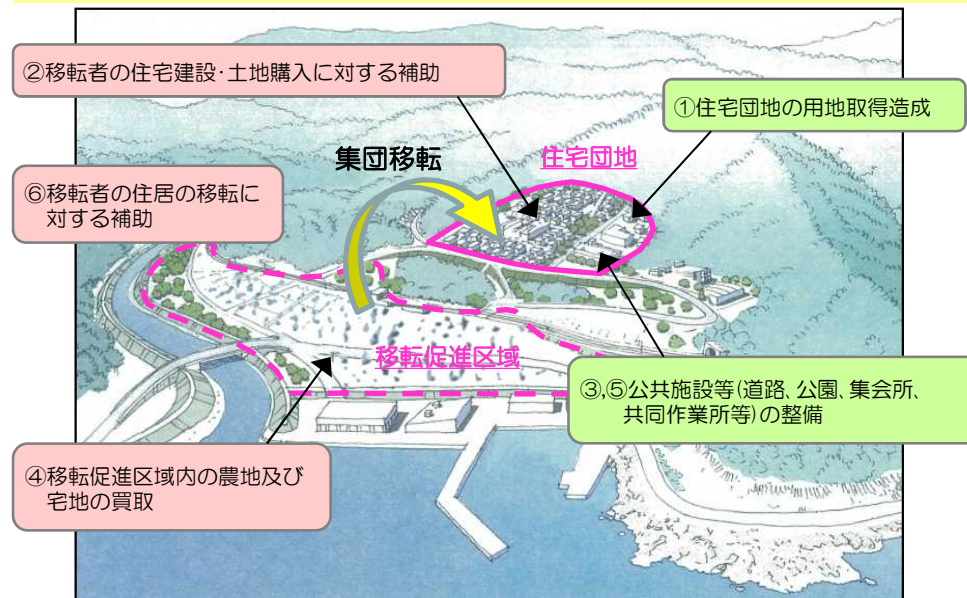
市町村は、移転促進区域の設定、住宅団地の整備、移転者に対する助成等について、国土交通大臣に協議し、その同意を得て、集団移転促進事業計画を定める。

移転促進区域

災害が発生した地域又は災害危険区域(建築基準法第39条)のうち、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため住居の集団移転を促進することが適当であると認められる区域

住宅団地の規模

10戸以上(移転しようとする住居の数が20戸を超える場合には、その半数以上の戸数)の規模であることが必要



国庫補助の対象となる経費

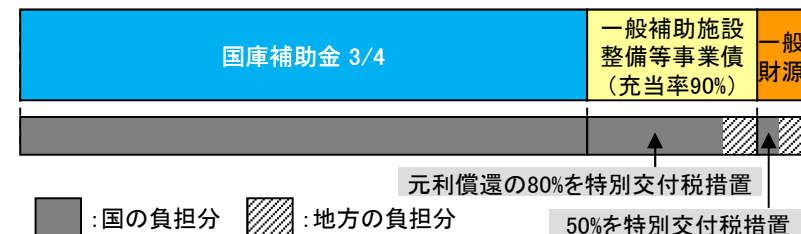
(朱書きは南海トラフ特別措置法における拡充内容)

- ① 住宅団地(住居の移転に関連して移転が必要と認められる要配慮者施設を含む)の用地取得及び造成に要する費用
※分譲する場合は分譲価格(市場価格)を超える部分を補助対象化
- ② 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助に要する経費
(借入金の利子相当額)
- ③ 住宅団地に係る道路、飲用水供給施設、集会施設等の公共施設の整備に要する費用
- ④ 移転促進区域内の農地及び宅地の買取に要する費用
(当該移転促進区域内のすべての住宅の用に供する土地を買い取る場合に限る)
- ⑤ 移転者の住居の移転に関連して必要と認められる作業所等の整備に要する費用
- ⑥ 移転者の住居の移転経費(引っ越し費用等)に対する補助に要する経費

地方財政措置

- 1) 地方負担分については一般補助施設整備等事業債の対象(充当率90%)。その元利償還金の80%を特別交付税措置。
- 2) 一般財源分についても50%を特別交付税措置。

補助と地方財政措置をあわせて約94%が国の負担



1.(4) 防災まちづくりにおける今後の重点課題

④ 防災集団移転促進事業(南海トラフ地震対策特別措置法の特例)

➤ 南海トラフ地震対策特別措置法に基づく集団移転促進事業について

通常に比べ拡充されている事項

- 南海トラフ地震対策特別措置法第16条に規定する特例を受けて実施される集団移転促進事業の補助対象経費について、以下の事項を拡充
 - 住居の移転に関連して移転が必要と認められる要配慮者施設（高齢者、障害者、乳幼児、児童、生徒その他迅速な避難の確保を図るため特に配慮を必要とする者が利用する施設）の敷地の用地取得及び造成（関連する公共施設整備を含む。）以下同じ。）に要する経費を補助対象化
 - 当該要配慮者施設の敷地の用地取得及び造成に要する経費を現行の補助限度額に追加
- 住宅団地（要配慮者施設含む）の用地を譲渡する場合における、当該住宅団地の用地取得及び造成に要する経費が当該住宅団地の用地の譲渡対価を超える場合の差額を補助対象化
- 要配慮者施設に関連する住居（以下、「関連住居」）が多数存在していることなどにより、関連住居等の移転を1つの集団移転促進事業で実施することが困難な場合は、「関連住居等の移転に関する計画（全体計画）」を集団移転促進事業計画と併せて提出することで、合意形成が図られた地区から順次段階的に集団移転促進事業を実施する、集団移転促進事業の弾力的な運用が可能

要件

- 要配慮者施設の用に供する土地の取得及び造成を行う場合においては、
 - 要配慮者施設の用に供する土地の面積は当該要配慮者施設の移転前の土地の面積と同等の面積を上限とすること
 - 要配慮者施設の用に供する土地については、当該土地の取得及び造成後に要配慮者施設の所有者又は管理者に譲渡することを基本とすること等が要件

留意点

- 拡充内容の活用にあたっては南海トラフ地震対策特別措置法に基づく津波避難対策緊急事業計画に防災集団移転促進事業を記載する必要がありますが、この場合、あわせて防集法第3条に基づく防災集団移転促進事業計画を策定する必要があり、手続きを並行して進めることが必要

2. 地震対策（1）首都直下地震対策特別措置法の概要

首都直下地震緊急対策区域の指定 [内閣総理大臣]【中央防災会議に諮問・答申】

【緊急対策推進基本計画】[閣議決定]

・首都直下地震が発生した場合における首都中枢機能の維持に関する事項 ・地方緊急対策実施計画の基本となるべき事項 等

行政中枢機能の維持に係る緊急対策実施計画等

○行政中枢機能の維持に係る緊急対策実施計画(政府業務継続計画) [閣議決定]

- ・政府及び各行政機関の業務の継続に関する事項
- ・行政中枢機能の一時的代替に関する事項 等

※国会及び裁判所は、緊急対策推進基本計画を考慮して、上記に準じた所要の措置を講ずる

地方緊急対策実施計画の作成等

○地方緊急対策実施計画 [緊急対策区域を含む都県知事]

- ・石油コンビナート等の改築、補強
- ・木造密集地域対策
- ・帰宅困難者対策
- ・ライフラインの確保 等

○住民防災組織の認定 [緊急対策区域を含む都県知事]

首都中枢機能維持基盤整備等地区における特別の措置

○**首都中枢機能維持基盤整備等地区の指定**

[内閣総理大臣]

○首都中枢機能維持基盤整備等計画の作成[当該地区を含む地方公共団体]

- ・ライフライン等の基盤整備事業に関する事項
- ・首都直下地震が発生した場合の滞在者等の安全確保に関する事項 等

※地方公共団体、国、事業実施者からなる首都中枢機能維持基盤整備等協議会の協議が必要



内閣総理大臣の認定

○首都中枢機能維持基盤整備等計画に係る特別の措置

- ・開発許可の特例 等

特定緊急対策事業推進計画等

○特定緊急対策事業推進計画の作成

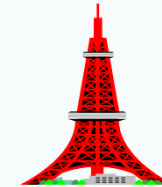
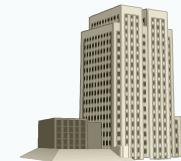
[緊急対策区域を含む地方公共団体]



内閣総理大臣の認定

○特定緊急対策事業推進計画に係る特別の措置

- ・避難施設等についての建築基準法上の用途制限の緩和
- ・補助金等交付財産の処分の制限に係る承認手続きの特例



地震観測施設等の整備、総合的な防災訓練、広域的連携協力体制の構築、財政上の措置等

首都直下地震に係る地震防災対策の推進を図る (出典)第34回中央防災会議(平成26年3月28日)

2.(2) 首都直下地震対策特別措置法に基づく区域指定

首都直下地震緊急対策区域の指定

指定基準案の概要

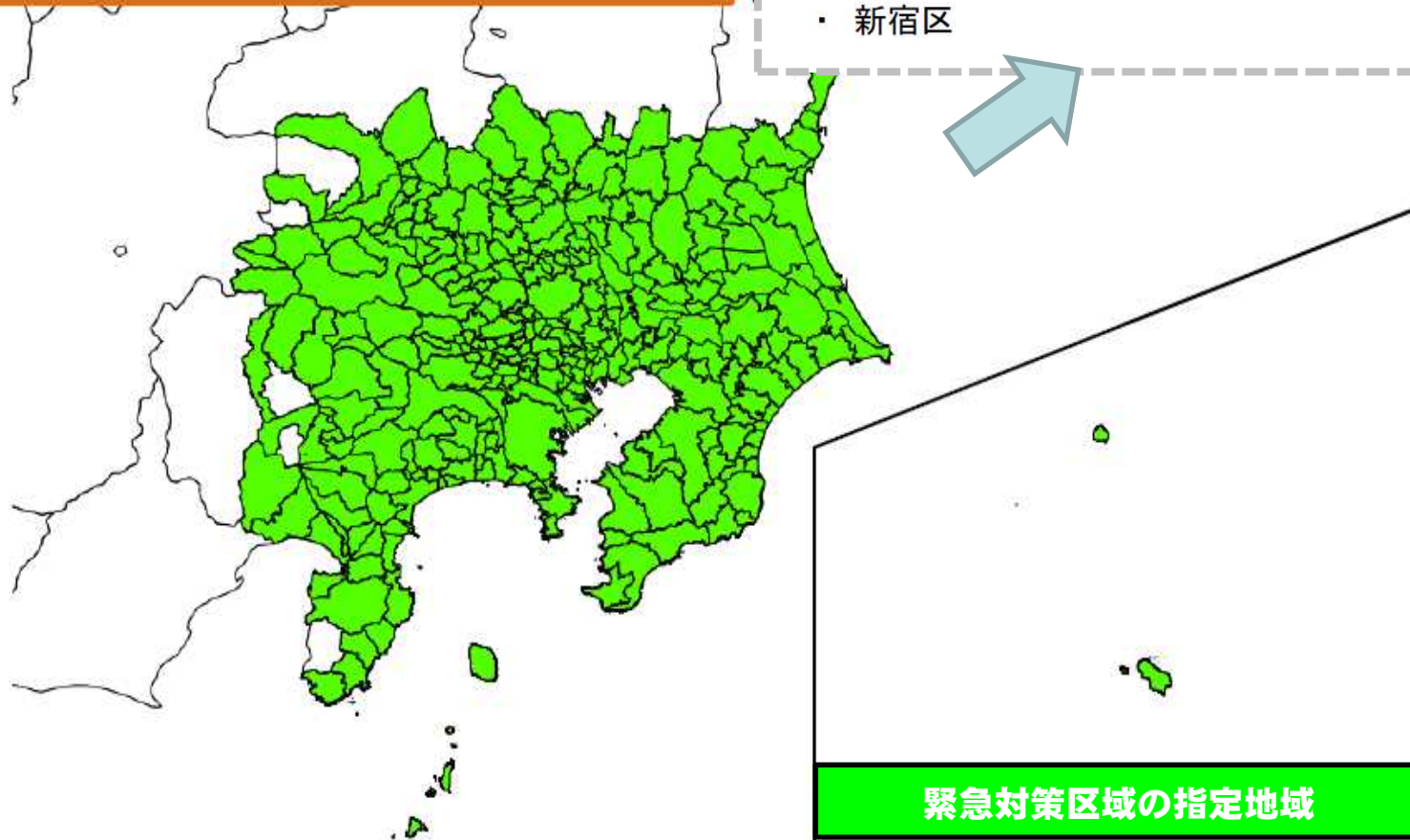
- 震度6弱以上の地域
- 津波高3m以上で海岸堤防が低い地域
- 防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮

首都中枢機能維持基盤整備等地区の指定

- 首都中枢機関の集積状況、昼夜間人口を考慮し、下記の4区を首都中枢機能維持基盤整備等地区として指定

【指定案】

- ・千代田区
- ・中央区
- ・港区
- ・新宿区



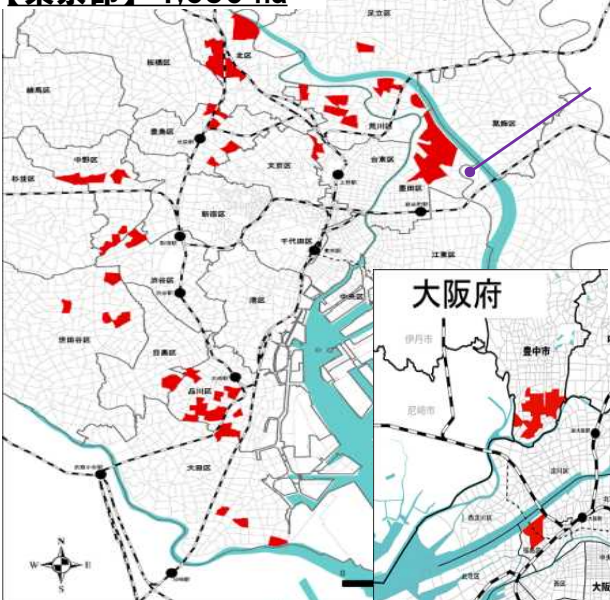
2.(3) 防災まちづくりにおける今後の重点課題

① 密集市街地の早期改善(現状)

- ▶ 老朽化した木造住宅が密集し、細街路が多く公園等のオープンスペースの少ない密集市街地は、大都市圏を中心に存在し、地震時の家屋倒壊や大火の発生、さらには消火・避難・救助活動の遅れ等により重大な被害を受ける可能性が極めて高く早急な整備改善が課題
- ▶ このような密集市街地のうち、地震時等において最低限の安全性を確保することが困難である、著しく危険な密集市街地は、全国に4,547ha存在する。(H26末時点)

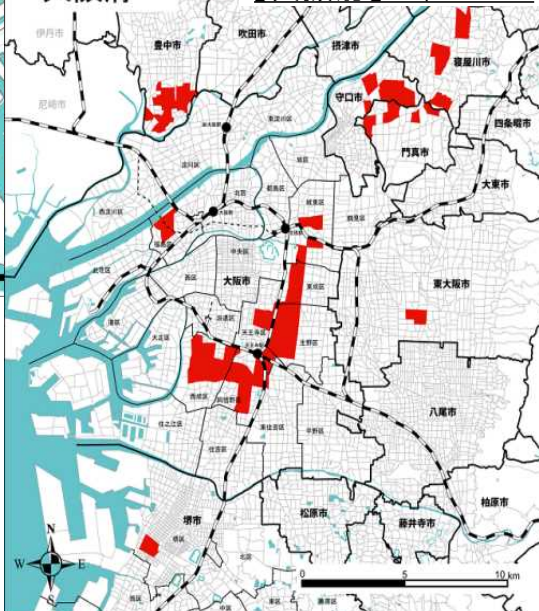
【地震時等に著しく危険な密集市街地 (H24年10月公表時)】

【東京都】 1,683 ha



大阪府

【大阪府】 2,248 ha



都府県	市区町村	面積
埼玉県	川口市	54ha
千葉県	浦安市	9ha
東京都	文京区、台東区、墨田区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、豊島区、北区、荒川区、足立区	1,683ha
神奈川県	横浜市、川崎市	690ha
愛知県	名古屋市、安城市	104ha
滋賀県	大津市	10ha
京都府	京都市、向日市	362ha
大阪府	大阪市、堺市、豊中市、守口市、門真市、寝屋川市、東大阪市	2,248ha
兵庫県	神戸市	225ha
和歌山県	橋本市、かつらぎ町	13ha
徳島県	鳴門市、美波町、牟岐町	30ha
香川県	丸亀市	3ha
愛媛県	宇和島市	4ha
高知県	高知市	22ha
長崎県	長崎市	262ha
大分県	大分市	26ha
沖縄県	嘉手納町	2ha
合計	41市区町	5,745ha

面積 (H26年度末)
54ha
9ha
1,126ha
57ha
104ha
10ha
362ha
2,248ha
221ha
13ha
30ha
3ha
0ha
22ha
262ha
26ha
2ha
4,547ha

2.(3) 防災まちづくりにおける今後の重点課題

① 密集市街地の早期改善(改善整備の取組)

阪神・淡路大震災を教訓として密集市街地の安全性向上のための取組みが本格化

密集市街地 約25,000ha

* 住宅密度、延焼危険性、幅員4m以上道路へ接道している宅地率などで推計

重点密集市街地
約8,000ha

都市再生プロジェクト【第3次決定(H13.12)】

地震時に大きな被害が想定される危険な密集市街地(東京、大阪各々約6,000ha、全国で約25,000ha)について、特に大火の可能性が高い危険な市街地(全国約8,000ha)を対象に重点整備し、平成23年度末までに最低限の安全性を確保する。
※最低限の安全性:不燃領域率40%以上又は木防率2/3未満

推進

「社会資本整備重点計画」への位置付け (H15)

「住生活基本計画(全国計画)」への位置付け (H18)

平成21年度末 約38%の進捗

地方公共団体の意見等も踏まえ、従来の「延焼危険性」に加え、「避難困難性」をあわせて考慮した新たな指標を設定し、目標と区域を見直し

新たな重点密集市街地
約6,000ha

「住生活基本計画(全国計画)」の全部変更 (H23.3)

地震時等に著しく危険な密集市街地の面積約6,000haを平成32年度(2020年度)までに概ね解消する。

「地震時等に著しく危険な密集市街地」の公表 (H24.10)

全国の17都府県・41市区町において、合計197地区、5,745ha存在

平成27年度末速報
約4,450ha

新たな「住生活基本計画(全国計画)」 (H28.3)

地震時等に著しく危険な密集市街地の面積約4,450haを平成32年度(2020年度)までに概ね解消する。

2.(3) 防災まちづくりにおける今後の重点課題

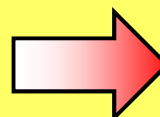
① 密集市街地の早期改善(改善整備の取組)

住宅等の不燃化推進や公共施設整備に加え、避難経路の確保や地域の防災活動の支援等のソフト面に及ぶきめ細やかな取組みにより密集市街地の改善整備を促進する。

地震時等に著しく
危険な密集市街地

現状(2015(H27)年度末速報)

約4,450ha



目標(2020(H32)年度末)

おおむね解消

道路等による「防災環境軸」の形成

整備の目的:

- ・市街地大火の延焼防止
- ・広域避難の確保(最終避難地までの避難路の確保)

道路等の整備と、沿道建築物の
不燃化

広域的避難場所の整備

街区内部の整備

整備の目的:

- ・街区レベルの延焼防止による市街地大火への拡大の抑止
- ・一次避難路の確保

老朽建物の除却、空地の整備、
避難路の確保、沿道の耐震化

共同建替による不燃化

事業的手法による取組み
(基盤整備、建物整備等)



規制的手法による取組み
(都市計画・建築規制等)



その他ソフト的手法による取組み
(消防強化、意識啓発、避難訓練等)

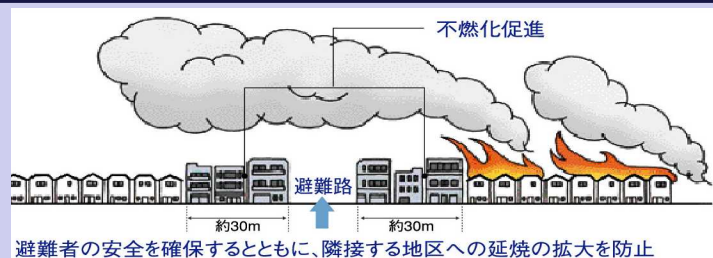
「社会資本整備総合交付金」「防災・安全交付金」や、先進事例のノウハウ周知等により地方公共団体の取組みを支援

2.(3) 防災まちづくりにおける今後の重点課題

① 密集市街地の早期改善(延焼遮断帯の形成)

延焼遮断帯の形成

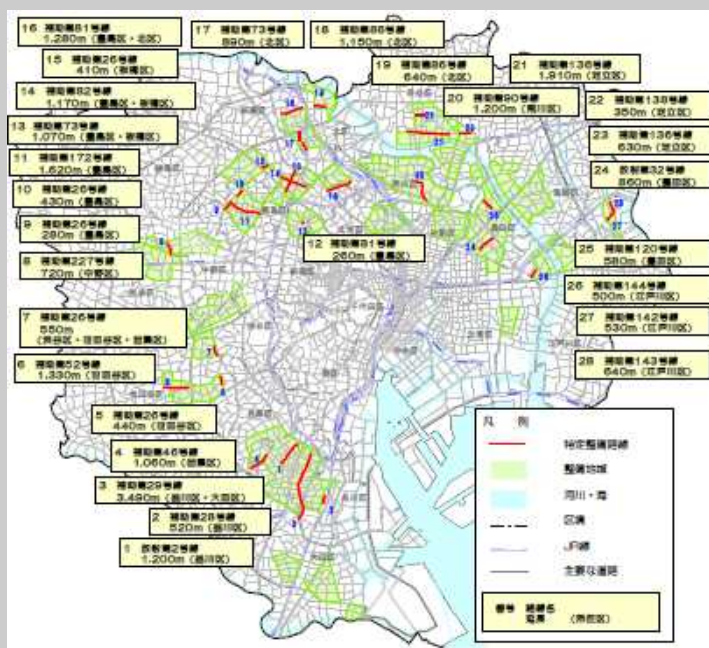
都市計画道路の整備や沿道建築物の不燃化により、街区間の延焼を防止する延焼遮断帯を整備する。



都市計画道路の整備

○ 特定整備路線の整備(東京都)

東京都では、木造住宅密集市街地の整備地域(約6,900ha)において、延焼遮断帯となる主要な都市計画道路(特定整備路線)28区間(延長26km)を指定し、2020年度までに重点的に整備を行う。



沿道建築物の不燃化

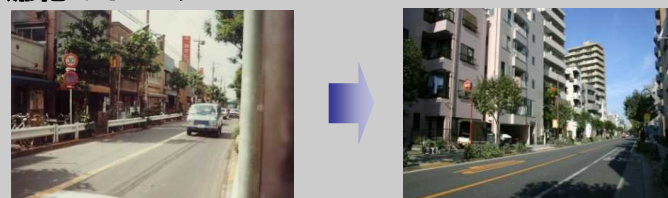
○ 都市防災不燃化促進(都市防災総合推進事業)

地方公共団体が指定する**不燃化促進区域**において、
 ・建築物の**除却費・補償費**、耐火・準耐火建築物の**建築費への助成**(交付率1/2)
 ・現況調査、住民意向調査、地区整備の基本方針・事業計画の作成等(交付率1/3) **を支援する。**

<主な交付条件>

	避難地・避難路等に係るもの (地域防災計画などの都市防災に関する計画に位置付けられたもの)	特定地区防災施設※に係るもの (※密集法 § 32)
土地利用	防火地域(準じる規制地域を含む)、 特定防災街区整備地区	防災街区
不燃化促進区域の範囲	避難地 : 周辺120m 避難路 : 沿道30m 面積要件: 概ね1.5ha以上	沿道1宅地分 面積要件: なし
高さ制限	7m以上(例外あり)	5m以上

<不燃化のイメージ>



2.(3) 防災まちづくりにおける今後の重点課題

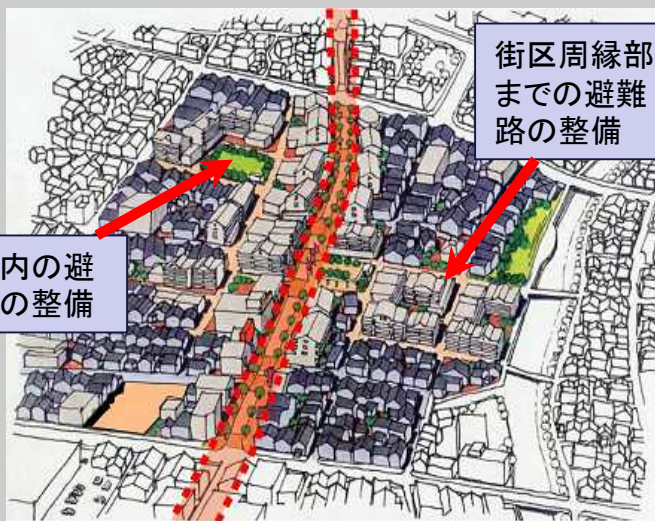
① 密集市街地の早期改善(地区の不燃化と閉塞の解消)

地区の不燃化と閉塞の解消

街区内建築物の不燃化や避難地・避難路の整備により、街区内の延焼防止や避難経路の確保を図る。

避難地・避難路の整備

- 避難地・避難路等の整備(都市防災総合推進事業)
街区内の公園などの避難地やこれらの避難地や街区周縁部までの避難路の整備を支援する。
(交付率1/2等)



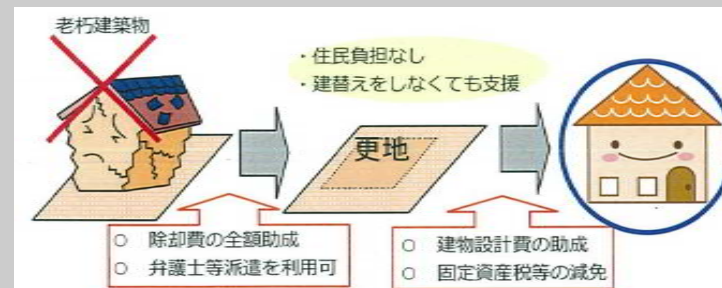
<避難路整備のイメージ>



街区内の建築物の不燃化

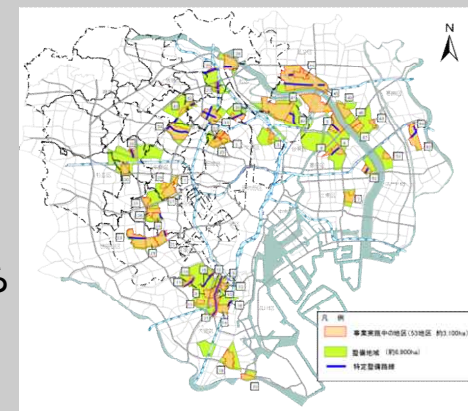
- 不燃化特区制度(東京都)
東京都では、木造住宅密集市街地の整備地域(約6,900ha)において、区からの提案を受け、**不燃化助成の上乗せ、都税の減免**など特別な支援を行っている。

<不燃化に係る支援>



<不燃化特区の指定>

区からの提案に基づき53地区(約3,100ha)が事業実施中。不燃化特区制度の実施により、まちの不燃化を促進。



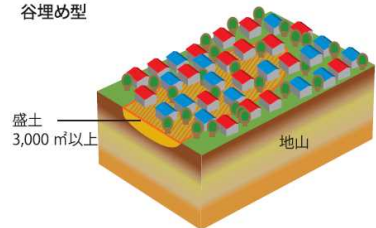
2.(3) 防災まちづくりにおける今後の重点課題

② 宅地防災対策(大規模盛土造成地滑動崩落対策)

○大規模盛土造成地とは

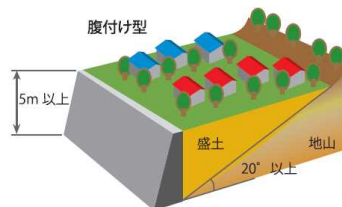
①盛土の面積が**3,000㎡以上**

谷埋め型



②盛土する前の地盤面の水平面に対する角度が**20度以上**で、かつ、盛土の高さが**5m以上**

腹付け型



○大規模盛土造成地の変動予測調査

大規模盛土造成地マップ等の作成による住民への情報提供のための調査や、対策工事箇所の特定につながる調査に要する費用の一部を補助(補助率1/3)

東京都大規模盛土造成地マップ



第一次スクリーニング

宅地造成前後の地形図などから盛土造成地の位置及び規模を把握し、大規模盛土造成地を抽出する

大規模盛土造成地マップの作成・公表

第一次スクリーニングの結果に基づいて、大規模盛土造成地の位置や規模を示したマップを作成・公表

第二次スクリーニング計画の作成

滑動崩落の危険性などから第二次スクリーニングの優先度を判定する

第二次スクリーニング

現地踏査や安定計算により滑動崩落のおそれ大きい大規模盛土造成地を抽出する。

○変動予測調査の実施状況及び調査結果の公表状況 (H27.1.1現在)

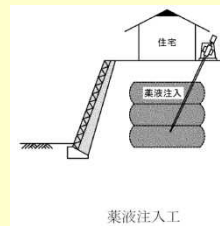
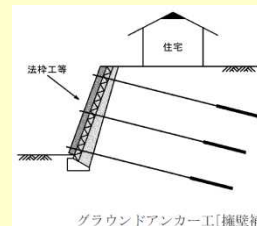
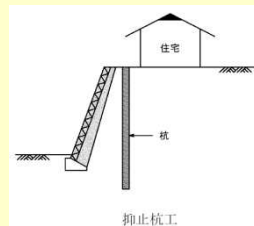
	市区町村数	①に占める割合
①全市区町村	1742※	100.0%
②大規模盛土造成地の有無等の確認(第一次スクリーニング)着手	890	51.1%
③うち第一次スクリーニング完了	717	41.2%
④うち第一次スクリーニング結果をホームページで公表済(⑤+⑥)	180	10.3%
⑤大規模盛土造成地が存在しない旨の公表	85	4.9%
⑥大規模盛土造成地マップの公表	95	5.5%
⑦うち箇所別の変動の危険性確認(第二次スクリーニング)完了(⑧+⑨)	7	0.4%
⑧全ての箇所で変動のおそれなし	7	0.4%
⑨一部又は全部の箇所で変動のおそれあり	0	0.0%
⑩変動予測調査対応済(⑤+⑦)(結果公表済)	92	5.3%

※ 公表を開始した平成26年1月1日時点での全市区町村数(平成26年4月5日に栃木市に合併した旧岩舟町を個別に計上)

第一次スクリーニング結果(大規模盛土造成地マップ等)の公表率を**平成28年度までに50%**とすることを目標としている。

○大規模盛土造成地滑動崩落防止事業

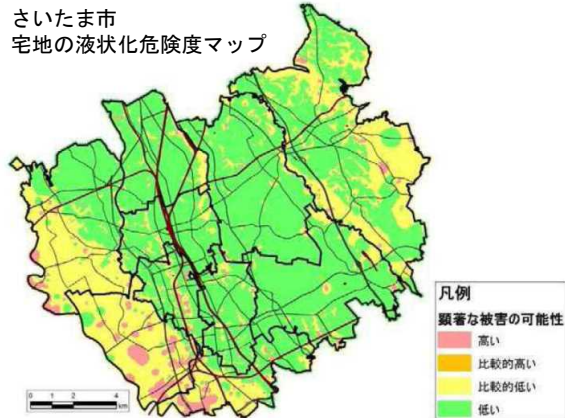
大地震時等に一定の要件を満たす大規模盛土造成地が滑動崩落することを防止するために行われる事業に要する費用の一部を補助(補助率1/4(公益性の高さ等が認められるものについては1/3))



② 宅地防災対策(宅地の液状化対策)

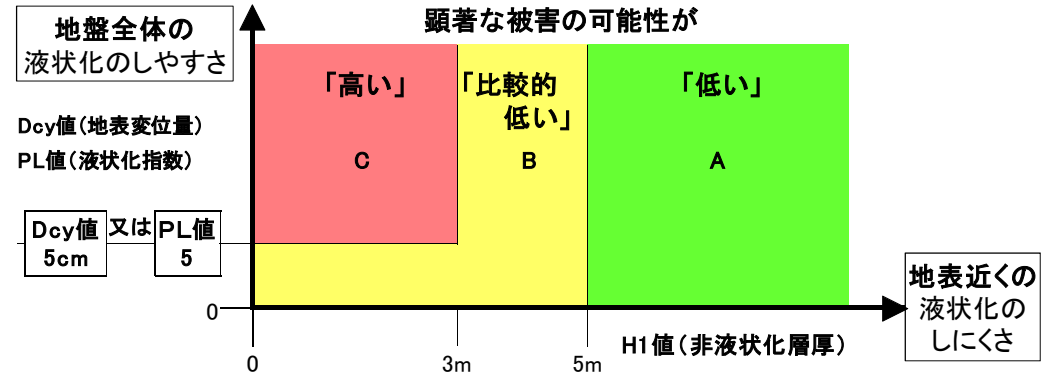
○ 宅地の液状化による変動予測調査

宅地の液状化による被害の可能性判定のための調査等に要する費用の一部を補助(補助率1/3)



宅地の液状化可能性判定に係る技術指針(H25.4.1公表)

- ・ボーリングデータを基に各種数値を算定し、3段階で評価
- ・中地震(震度5程度)に対する液状化被害の可能性の程度を示すもの
- ・民間の自主的な取り組みや液状化マップ作成に活用されることを期待

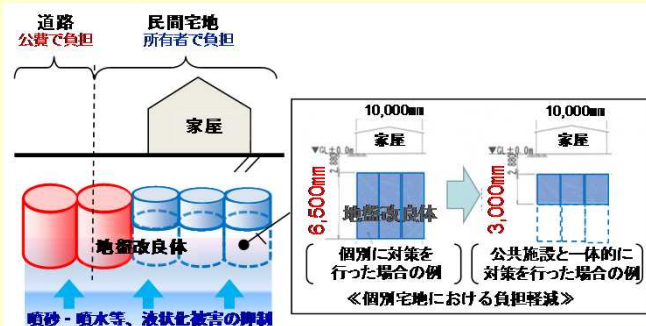


顕著な液状化被害の可能性が高いと判断され、公共施設と宅地との一体的な液状化対策を行う場合

○ 宅地液状化防止事業

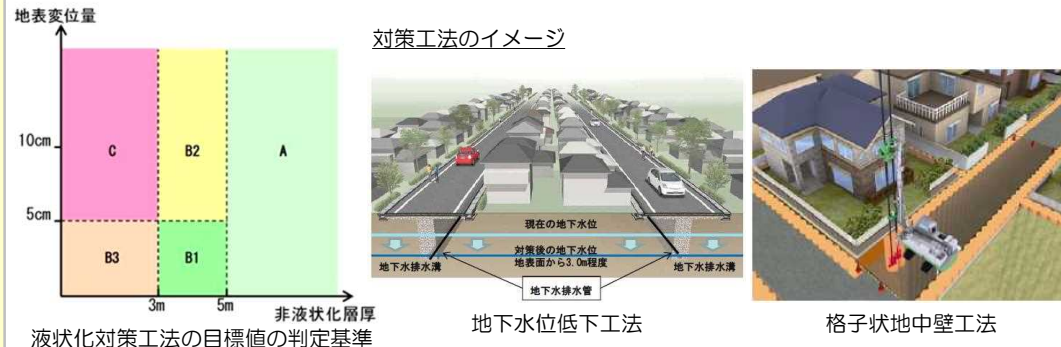
公共施設と宅地との一体的な液状化対策に要する費用の一部を補助(補助率1/4)

【一体的な液状化対策の費用負担のイメージ】



市街地液状化対策推進ガイドンス(H25.4.1公表)

- ・公共施設と宅地との一体的な液状化対策の推進に関する技術的助言
- ・対策の目標値、対策工法の検討プロセス、事業完了後の維持・管理に係る留意点等を示したもの



2.(3) 防災まちづくりにおける今後の重点課題

③主要駅周辺等における対策

- 首都直下地震発災時には、大都市の結節点周辺等において、避難者・帰宅困難者等による混乱や、建物損壊・交通機関の麻痺等により甚大な人的・物的・経済的被害が想定される。
- 都市再生緊急整備地域内及び主要駅周辺の滞在者等の安全確保と都市機能の継続を図るため、**官民連携による一体的・計画的なソフト・ハード両面の対策**へ支援を実施。

■ 都市再生安全確保計画制度(都市安全確保促進事業)の概要

■ 都市再生安全確保計画等の策定状況

(平成28年3月末時点、国土交通省都市局調べ)



<都市再生安全確保計画>	<エリア防災計画>
<p>策定済</p> <ul style="list-style-type: none"> 大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域(大阪駅周辺地区) (平成25年4月19日) 京都駅周辺地域 (平成25年12月19日) 名古屋駅周辺地域 (平成26年2月13日) 川崎駅周辺地域 (平成26年3月17日) 横浜都心・臨海地域 (平成26年3月24日) 札幌都心地域 (平成26年3月25日) 新宿駅周辺地域 (平成26年3月27日) 大阪コスモスクエア駅周辺地域(平成26年8月6日) 辻堂駅周辺地域 (平成27年3月18日) 東京都心・臨海地域(大丸有地区) (平成27年3月26日) 大阪ビジネスパーク駅周辺・天満橋駅周辺地域 (平成27年3月27日) 東京都心・臨海地域(浜松町地区) (平成28年2月2日) 渋谷駅周辺地域 (平成28年3月18日) 本厚木駅周辺地域 (平成28年3月10日) 福岡都心地域 (平成28年3月25日) 	<p>策定済</p> <ul style="list-style-type: none"> 立川駅周辺地域 (平成25年8月6日) 北千住駅周辺地域 (平成25年12月18日) 藤沢駅周辺地域 (平成28年1月21日) 吉祥寺駅周辺地域 (平成26年3月24日) 鎌倉駅周辺地域 (平成27年3月4日) 池袋駅周辺地域 (平成27年3月27日) 上野駅周辺地域 (平成27年9月29日) 仙台駅周辺地域 (平成27年12月3日) 大井町駅周辺地域 (平成28年2月24日) 武蔵小杉駅周辺地域 (平成28年3月23日)
<p>作成中</p> <ul style="list-style-type: none"> 大崎駅周辺地域 大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域(中之島地区) 池袋駅周辺地域 千里中央駅周辺地域 	<p>作成中</p> <ul style="list-style-type: none"> 目黒駅周辺地域 中野駅周辺地域 新大阪駅周辺地域 溝の口駅周辺地域

<参考>

都市再生安全確保計画制度 (国土交通省ホームページ)
http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000049.html

※都市再生安全確保計画

都市再生特別措置法の都市再生緊急整備地域において、都市再生緊急整備協議会により作成される大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な退避経路、退避施設、備蓄倉庫その他の施設の整備等に関する計画

※エリア防災計画

1日あたりの乗降客数が30万人以上の主要駅周辺において、帰宅困難者対策協議会により作成される都市再生安全確保計画に準じた計画

計画作成及び計画に基づくソフト・ハード対策等に対して国が支援

2.(3) 防災まちづくりにおける今後の重点課題

④地下街における安全確保

地下街については、大規模地震発生時に、利用者等が混乱状態となることが懸念され、天井等の老朽化も進んでいること等から、ハード・ソフトからなる地下街の防災対策を推進する。

- 「地下街安心避難対策ガイドライン」を基に、地下街管理会社又は協議会に対して、地下街の安全点検や「地下街防災推進計画」の策定を支援するとともに、計画に基づく避難通路や地下街設備の改修等を支援。

地下街の費用負担は1/3

平成28年度に制度拡充
浸水対策を実施するための地下街防災
推進計画の策定や計画に基づき実施される
浸水対策事業を補助対象事業に追加

「地下街の安心避難対策ガイドライン」

(地震時における地下街の防災対策を検討するための技術的な助言)

地下街管理会社等による防災対策に必要な取組（ハード・ソフト）を支援

<計画策定>

- 安全点検調査
- 施設改修計画の作成
- 関係者の合意形成 等



計画に基づく対策

<防災対策の取組>

避難路の拡幅



通路幅を拡幅

天井板等の補強



備蓄倉庫の整備



災害時の情報提供を行う
デジタルサイネージ



非常用発電設備の
機能補強



周辺のビルや鉄道駅等との連携した取組の推進

3. 水害対策（1）局地化・集中化・激甚化する降雨等への対応を巡る動き

○時間雨量が50mmを上回る豪雨が全国的に増加しているなど、近年、雨の降り方が局地化・集中化・激甚化
→ 既に明らかに雨の降り方が変化していること等を「新たなステージ」と捉える。

災害に対する脆弱性

- 「国土」が脆弱
- 文明の進展に伴い、「都市」、「人」が脆弱に

最悪の事態の想定

- 地震：最大級の強さを持つ地震動を想定
- 津波：最大クラスの津波を想定
- 洪水等：未想定

○「比較的発生頻度の高い降雨等」は、施設によって防御。それを超える降雨等は、「少なくとも命を守り、社会経済に対して壊滅的な被害が発生しない」ことを目標とし、危機感を共有して社会全体で対応することが必要。

○ 最悪の事態も想定して、個人、企業、地方公共団体、国等が、主体的に、かつ、連携して対応することが必要であり、これらについての今後の検討の方向性についてとりまとめ

命を守る

- 「行動指南型」の避難勧告に加え、「状況情報」の提供による主体的避難の促進、広域避難体制の整備等を目指す。
 - ① 最大クラスの洪水・高潮等に関する浸水想定・ハザードマップを作成し、様々な機会における提供を通じた災害リスクの認知度の向上
 - ② 防災情報の時系列での提供、情報提供する区域の細分化による状況情報の提供
 - ③ 個々の市町村による避難勧告等の現在の枠組み・体制では対応困難な大規模水害等に対し、国、地方公共団体、公益事業者等が連携した、広域避難、救助等に関するタイムライン（時系列の行動計画）の策定 等

社会経済の壊滅的な被害を回避する

- 最悪の事態を想定・共有し、国、地方公共団体、公益事業者、企業等が主体的かつ、連携して対応する体制の整備を目指す。
 - ① 最大クラスの洪水・高潮等が最悪の条件下で発生した場合の社会全体の被害を想定し、共有
 - ② 応急活動、復旧・復興のための防災関係機関、公益事業者の業務継続計画作成を支援
 - ③ 被害軽減・早期の業務再開のため、水害も対象とした企業のBCPの作成を支援
 - ④ 国、地方公共団体、公益事業者等が連携して対応する体制の整備と関係者一体型タイムラインの策定
 - ⑤ TEC-FORCEによる市町村の支援体制の強化 等

3.(2) 関連する法改正の概要

■土砂災害防止法改正の概要 (H26.11.12成立)

平成26年8月豪雨により広島市北部で発生した土砂災害等を踏まえ、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、都道府県に対する基礎調査の結果の公表の義務付け、都道府県知事に対する土砂災害警戒情報の市町村長への通知及び一般への周知の義務付け、土砂災害警戒区域の指定があった場合の市町村地域防災計画への記載事項の追加等の措置を講ずる。

背景

- 土砂災害警戒区域等の指定だけでなく基礎調査すら完了していない地域が多く存在し、住民に土砂災害の危険性が十分に伝わっていない。
- 土砂災害警戒情報が、直接的な避難勧告等の基準にほとんどなっていない。
- 避難場所や避難経路が危険な区域内に存在するなど、土砂災害からの避難体制が不十分な場合がある。

改正案の概要

土砂災害の危険性のある区域の明示

基礎調査の結果の公表

- 住民に土砂災害の危険性を認識してもらうとともに、土砂災害警戒区域等の指定を促進させるため、都道府県に対し、基礎調査の結果について公表することを義務付ける。

基礎調査が適切に行われていない場合は是正要求

- 国土交通大臣は、基礎調査が適正に行われていない場合、都道府県に対し是正の要求を行うものとする。(国は、都道府県から基礎調査の報告を受け、進捗状況を把握し公表「法に基づく基本指針で明記」)

円滑な避難勧告等の発令に資する情報の提供

土砂災害警戒情報の市町村への通知及び一般への周知

- 避難勧告等の発令に資するため、
 - ① 土砂災害警戒情報について、新たに法律上に明記するとともに、
 - ② 都道府県知事に対し、土砂災害警戒情報について関係市町村の長に通知すること、
 - ③ 都道府県知事に対し、土砂災害警戒情報について一般に周知すること、を義務付ける。

避難勧告等の円滑な解除

- 市町村が避難勧告等の解除のための助言を求めた場合、国土交通大臣及び都道府県知事が必要な助言を行うことを義務付ける。

避難体制の充実・強化

市町村地域防災計画への避難場所、避難経路等の明示

- 市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域について、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練の実施に関する事項等を定めることにより、安全な避難場所の確保等、避難体制の充実・強化を図る。
- 市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設等に対する土砂災害警戒情報の伝達等について定めることとする。

国による援助

国土交通大臣による助言、情報の提供等の援助に係る努力義務

- 国土交通大臣は、都道府県及び市町村による土砂災害防止対策の推進に資するため、必要な助言、情報の提供その他の援助を行うよう努めなければならないこととする。

■水防法等改正の概要 (H27.5.13成立)

多発する浸水被害への対応を図るため、想定し得る最大規模の洪水・いわゆる内水^{※1)}、高潮に係る浸水想定区域制度への拡充、雨水貯留施設に係る管理協定制度の創設等の措置を講ずるほか、下水道管理をより適切なものとするため、下水道の維持修繕基準の創設等所要の措置を講ずる。

※1) 内水…公共の水域等に雨水を排水できないことによる出水。

背景・必要性

- 近年、洪水のほか、内水・高潮により、現在の想定を超える浸水被害が多発
- 都市における浸水被害の軽減のため、下水道整備のみでは対応が困難な地域における民間の協力等が必要
- 今後、老朽化した下水道施設が増加する一方で、地方公共団体での執行体制の脆弱化が進む中、予防保全を中心とした戦略的維持管理・更新により、下水道機能を持続的に確保することが必要
- エネルギー基本計画等を踏まえ、再生可能エネルギーの活用促進が必要



平成25年8月大阪市梅田駅周辺での浸水

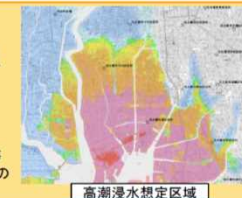
改正案の概要

※ 多発する浸水被害への対応を図るため、ハード・ソフト両面からの対策を推進する。

想定し得る最大規模の洪水・内水・高潮への対策 [ソフト対策]

- 現行の洪水に係る浸水想定区域^{※2)}について、想定し得る最大規模の降雨を前提とした区域に拡充
- 新たに、内水及び高潮に係る浸水想定区域制度を設け、想定し得る最大規模の降雨・高潮を前提とした区域を公表

※2) 浸水想定区域…市町村地域防災計画に洪水予報等の伝達方法、避難場所、避難経路等が定められ、ハザードマップにより、当該事項が住民等に周知されるとともに、地下街等の所有者等が避難確保等計画を定めること等により、避難確保等が図られる。



高潮浸水想定区域

比較的発生頻度の高い内水に対する地域の状況に応じた浸水対策 [ハード対策]

官民連携による浸水対策の推進

- 都市機能が集積し、下水道のみでは浸水被害への対応が困難な地域において、民間の協力を得つつ、浸水対策を推進するため、「浸水被害対策区域」を指定し、民間の設置する雨水貯留施設を下水道管理者が協定に基づき管理する制度等を創設



雨水貯留施設

雨水排除に特化した公共下水道の導入

- 汚水処理区域の見直しに伴い、下水道による汚水処理を行わないこととした地域において、雨水排除に特化した下水道(雨水公共下水道) 雨水排除に特化した下水道整備を可能とするよう措置



見直し後の下水道(汚水・雨水)の区域

持続的な機能確保のための下水道管理

下水道の維持修繕基準の創設

- 下水道の維持修繕基準を創設するとともに、事業計画の記載事項として点検の方法・頻度を追加

地方公共団体への支援の強化

- 下水道管理の広域化・共同化を促進するための協議会制度を創設(構成員は協議結果を尊重)
- 地方公共団体の要請に基づき、日本下水道事業団が、高度な技術力を要する管渠の更新等や管渠の維持管理をできるような措置、併せて代行制度を導入

再生可能エネルギーの活用促進

- 下水道の暗渠内に民間事業者による熱交換器の設置を可能とする規制緩和を実施

3.(3) 水害時における避難・応急対策の今後のあり方(平成28年3月)

平成27年9月関東・東北豪雨災害における課題

- 避難勧告等を発令するタイミングや区域を事前に定めていなかった。
- 要配慮者利用施設における避難計画を事前に定めていなかった。
- 発災時の混乱を未然に防ぐための準備・体制が不十分であった
- 避難所をはじめとした被災後の生活環境の確保が不十分であった。など

今後の対策の方向性

- 東日本大震災を踏まえて充実が図られてきた**既存の仕組みを十分に活用**
- そのため、**以下に示す実用的な対策**に取り組むとともに、**実効性確保のための訓練**を実施

1. 水害に強い地域づくり

- 住民による自主的な防災活動の推進
- 水害保険・共済の普及促進

2. 実効性のある避難計画の策定

- ハザードマップ、避難計画の改善
- 病院等における避難確保計画の策定
- 指定緊急避難場所の指定促進

3. 適切な避難行動を促す情報伝達

- 避難勧告等の躊躇なき発令
- 避難勧告等の確実な伝達
- 平時からの“顔の見える関係”の構築

4. 行政の防災力向上

- 研修・訓練等による防災体制の強化
- 業務継続計画の策定促進

5. 被災市町村の災害対応支援

- 水害対応の手引きの作成・周知
- 被災市町村を支援する体制の確保

6. 被災生活の環境整備

- 避難所を拠点とした被災者の支援
- 医療サービスの確保
- 早期の災害廃棄物処理、防犯対策の徹底

7. ボランティアとの連携・協働

- ボランティアとの積極的な連携

今後の検討課題

- ◆ 人口稠密地域における大規模かつ広域的な避難のあり方
- ◆ 被災市町村への災害対応支援の仕組み

4. その他の対策（1）避難場所等のピクトグラムの標準化の取組

- 災害による人的被害を低減するため、地域住民のみならず、観光客等も安全な場所へ素早く避難できるよう、JISZ8210(案内用図記号)を改正し、災害種別を表す図記号等を新たに追加。
- 災害種別ごとの避難場所の方角・距離など、迅速な避難を可能とする情報を、共通の標識として設置するため、標識に記載する情報に関するルールを定めた、災害避難誘導標識システムに関するJISZ 9098を制定。

■ JISZ8210(案内用図記号)の改正 災害種別一般図記号を新たに追加

災対法の 災害種別	追加された 災害種別一般図記号	追加された 注意図記号
津波	津波・高潮 (従来の図記号を活用。 一般図記号も作成)	
高潮		
洪水	洪水	
内水氾濫	内水氾濫	-
崖崩れ 土石流 地滑り	崖崩れ 地滑り	
	土石流	
大規模な 火事	大規模な 火事	-

■ JISZ9098(災害部誘導標識システム)の制定

- ・標識に含まれるべき情報についての規程に加え、標識を避難場所に至る道のりに一連のものとして途切れることなく設置することも規程
- ・災害ごとに避難場所の適否が分かるように「適不適表示マーク」を規程



組合せ式による記載例



避難場所標識の記載例

内閣府防災担当及び消防庁から、各都道府県防災部局宛の事務連絡(H28. 3. 23付)において、当該JISに基づき標識を整備していただくよう依頼している。

4.(2) 情報取得困難者(外国人)対策の取組について①

1. 外国人(主にインバウンド)が大規模災害に遭遇した場合の避難・誘導に係る問題点・課題

(1) 災害情報の取得が困難な外国人への対応 (正確で平易な多言語情報の発信)

- H27年の訪日外国人は過去最大(1,974万人)、今後も増加見込(H32政府目標3,000万人)
- 個人旅行者が最も多く、国籍によって40~90%
※日本語でのコミュニケーション困難、地震等不慣れ
※発災後の周辺状況や避難場所の把握困難
- 鉄道利用の移動が多く、主要ターミナル駅や観光地への集中(正確で平易な多言語情報不足)

(2) 発災後の情報入手手段の多様性／継続性 (情報インフラ耐災害性)の確保

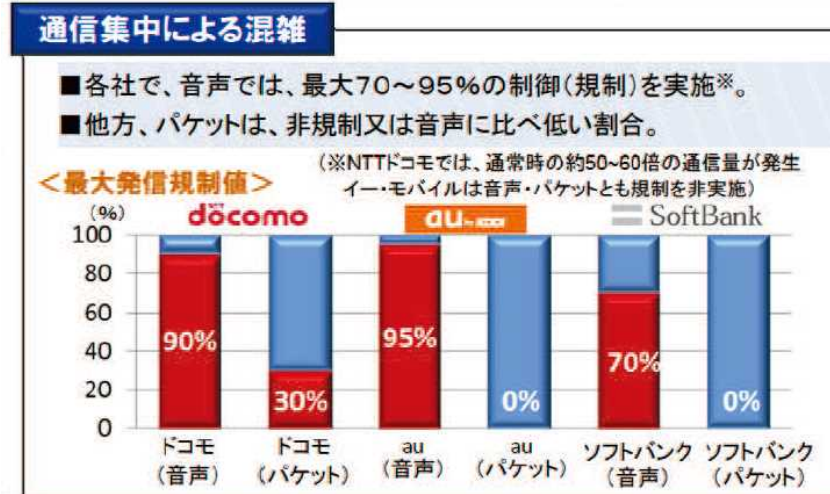
- プッシュ型の情報入手手段の不足
※海外携帯端末による緊急地震速報等の入手困難(多言語での入手不可)
※国際ローミングの利用者は少数
- 情報入手手段の利用制約(携帯の通話制限、携帯経由のメール、インターネット利用の輻輳)
- 利用継続性懸念(停電、スマホ等のバッテリー枯渇)

◆訪日外国人の周遊状況



NAVITIME DATA (外国人専用スマホアプリログ) より作成

◆東日本大震災における通信の輻輳状況



総務省資料 (大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方について)

4.(2) 情報取得困難者(外国人)対策の取組について②

2. 現在の取組状況 (①民間企業等)

(1) Wi-Fiアクセスポイント(AP)の整備状況

- 東京23区では主要ターミナル駅を中心として着実な整備を実施

<ソフトバンクAP>

約51,500箇所 (2015年12月末時点)

<その他(観光庁公表:訪日外国人向け無料公衆無線LANスポットデータ)>

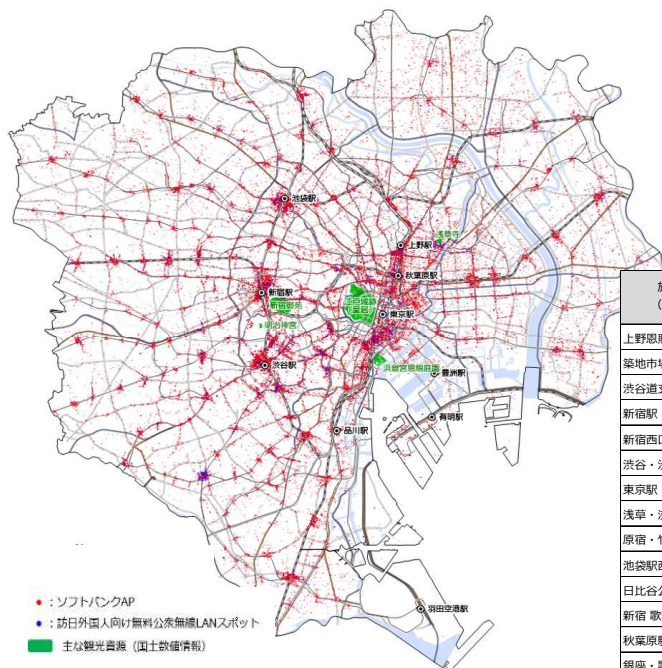
約5,100箇所 (2015年7月21日時点)

※この他にも、docomo、KDDI等のAP整備済み

(2) 大規模災害時のWi-Fiサービス開放

- 災害用統一SSIDの整備『00000JAPAN』
→被災者が「事業者との契約の有無に関らず」公衆無線LANを利用できる仕組みの構築
- NTT、Softbank等も、災害時にはWi-Fiアクセスポイントを開放

◆Wi-Fiアクセスポイント(AP)の整備状況

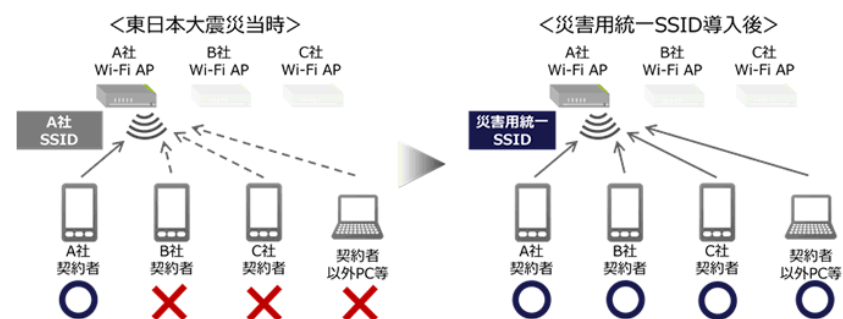


ケース①:カバーエリア半径20m圏の場合
ケース②: 同 半径50m圏の場合

施設・エリア名 (1Kmメッシュ)	AP面積カバー率	
	ケース①	ケース②
上野恩賜公園	12.8	29.3
築地市場・勝鬃橋	14.2	39.5
渋谷道玄坂・南平台	15.8	45.9
新宿駅・東京都庁	19.5	51.4
新宿西口・西新宿	20.4	62.1
渋谷・渋谷センター街	23.1	47.1
東京駅・八重洲	30.4	76.3
浅草・浅草寺	30.4	78.6
原宿・竹下通り	30.9	66.0
池袋駅西口・東京芸術劇場	30.9	66.1
日比谷公園・帝国ホテル	31.6	66.9
新宿 歌舞伎町	34.5	71.8
秋葉原駅・神田	41.0	90.5
銀座・歌舞伎座	46.7	89.6

◆00000JAPANの利用イメージ

(無線LANビジネス推進連絡会 Wi-BiZ)



http://www.wlan-business.org/wp/wp-content/uploads/2015/03/Wi-Fi_Free_Guideline_Ver.2.0_20150302_ja.pdf

4.(2) 情報取得困難者(外国人)対策の取組について③

2. 現在の取組状況 (②関係省庁)

(1) 総務省の取組

- 観光・防災Wi-Fiステーション整備事業
(外国人受入環境整備や地域活性化等)
- デジタルサインの共通仕様化検討
 - ①新規システム、既往システムへの対応
 - ②「電源」「ネットワーク」の利用可否想定
 - ③アクセス集中時の体制検討

(2) 観光庁の取組

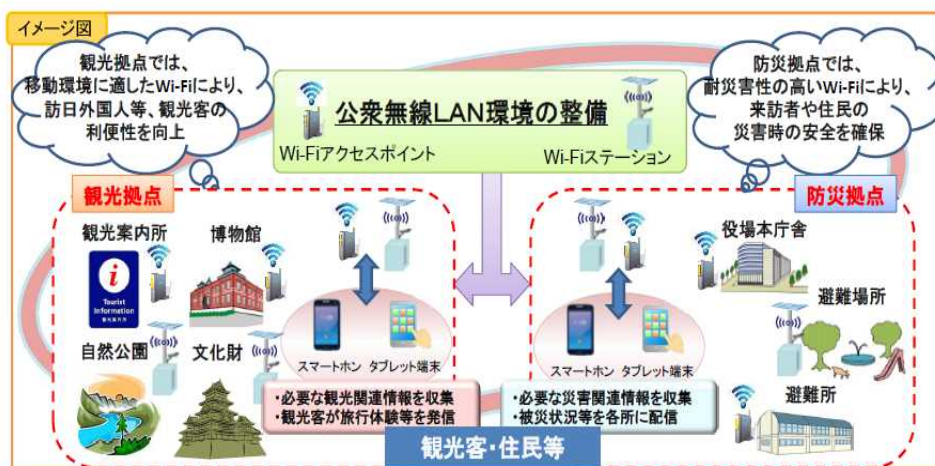
- 外国人旅行者向けアプリ(外国人旅行者向けプッシュ型情報発信アプリ)『Safety tips』
- 昨年8月にバージョンアップを実施
 - ①地震・津波に加え、水害や噴火等、その他の自然災害に関する情報を追加
 - ②4カ国語対応(英、中(繁/簡体字)、韓、日)

◆観光・防災Wi-Fiステーション整備事業

観光拠点及び防災拠点等におけるWi-Fi環境の整備を行う地方公共団体等に対し、その費用の一部補助を行う事業

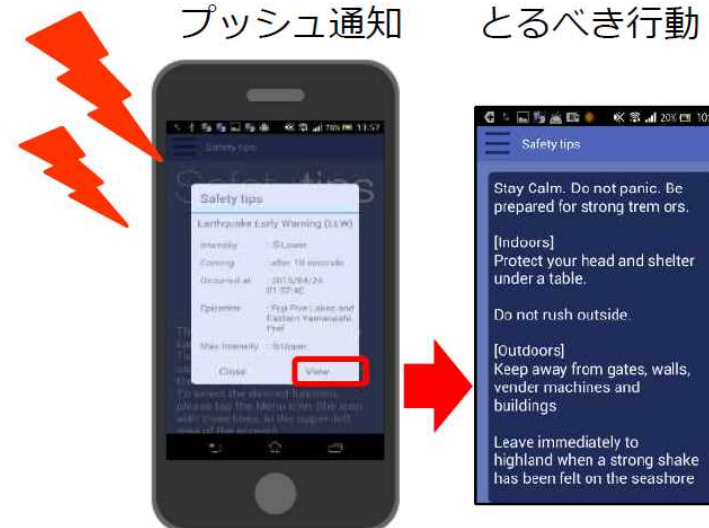
◆外国人旅行者向けアプリ Safety tips

http://www.mlit.go.jp/kankocho/news03_000136.html



プッシュ通知

とるべき行動



4.(2) 情報取得困難者(外国人)対策の取組について④

3. 外国人への災害情報提供上の課題、解決方法・手段(例)

外国人への災害情報提供上の課題	時期	課題の解決方法・手段(例)
【課題1】災害情報の取得が困難な外国人への対応	発災前 発災直後/後	・災害情報の多言語化、災害専門用語の統一化 ・災害情報(リアルタイム情報)の活用・公開
【課題2①】発災後の情報入手手段の多様性の確保(特にプッシュ型の情報入手)	発災前(平時含む) 発災直前 発災直後	・フリーWi-Fiスポット等の整備・普及 ・緊急地震速報の入手(キャリア依存性の解消) ・防災アプリの開発/普及・啓発 ・(同上) ・デジタルサイネージの共通仕様化、整備・普及
【課題2②】発災後の情報入手手段の継続性(情報インフラ耐災害性)の確保	発災直後 発災後	・通信関連施設・設備機器の無停電化 ・代替通信手段確保(V-Low帯等の活用) ・可搬・可動式設備機器の活用(ドローン等)

◆外国人への災害情報提供(必要とされる情報提供手段)

